

農用地等貸付希望申出書

年 月 日

(業務受託者)

〇〇〇 市町村長 様

住 所 前橋市〇〇町〇〇2-3-4

氏 名 山田 花子

印

電話番号 0277-65-4321

※個人が自署する場合は押印省略可

私は、以下の事項を承諾のうえ、次の農用地等を貸し付けたいので申し出ます。

確認欄



- ア 公益財団法人群馬県農業公社(以下「公社」という。)が農地中間管理権を設定(借入契約を締結)するまでの間は、自ら農用地等を管理していただきます。
- イ 15年以上の借受期間を設定した農用地等については、土地改良法(昭和24年法律195号)第87条の3第1項の土地改良事業(機構関連事業)が行われることがあります。
- ウ この申出書に記載された個人情報について、農地中間管理事業の実施を目的として、必要に応じ、事業に関係する機関、団体、個人へ情報を提供します。
- エ 借受希望者を探すため、申出農用地の情報を公社ホームページに公開します。

1 貸し付けを希望する農用地等

番号	土地の所在				現況地目	面積(m <sup>2</sup> )	登記名義人※	備考
	市町村名	大字又は町	字	地番				
1	前橋市	〇〇		12-3	畑	800		
2	前橋市	〇〇		12-4	畑	1,000		

※「登記名義人」欄は、申出者と登記名義人が異なる場合に記入してください。

2 農用地等の貸し付けに際しての意向

※口にチェックを入れ、具体的内容は( )内に記入してください。

(1) 農地の利用方法について

- 制約を付けない
- 制約を付けたい → ( )

(2) 貸し付け契約期間について

- 10年(原則)
- 具体的な希望がある → ( )

(3) 賃貸料について

- 地域の標準賃料(原則)
- 0円(使用貸借)でもよい
- 具体的な希望がある → ( )

(4) その他の要望

[ ]

3 留意事項

- (1) この申出書の有効期間は2年間です。また、事情により貸し付け希望がなくなった場合には、「農用地等貸付希望取下げ書」を提出してください。
- (2) 農用地等の借受け者の選任は、公社に一任していただきます。
- (3) 経営移譲年金、相続税又は贈与税の納税猶予、土地改良事業の賦課金については、公社が借入を決定した後に所定の手続きを行ってください。